

定 款

社会福祉法人 侑 愛 会

認可年月日

昭和38年6月17日

認可番号

厚生省収児第204号

一部変更認可年月日

昭和43年	1月10日	(厚生省収児第3号)
昭和44年	4月25日	(厚生省収児第369号)
昭和54年	11月1日	(厚生省収児第1192号)
昭和55年	5月9日	(厚生省収児第557号)
昭和57年	7月14日	(厚生省収児第615号)
平成1年	4月25日	(社老第256号)
平成2年	3月27日	(社老第2797号)
平成2年	9月14日	(社老第1432号)
平成6年	4月21日	(地福第3001-29号)
平成8年	7月5日	(地福第3013-98号)
平成8年	7月31日	(地福第3013-139号)
平成9年	3月5日	(地福第3013-243号)
平成11年	4月25日	(渡社会第3223-1号)
平成12年	1月13日	(渡社会第3584号)
平成12年	3月10日	(渡社会第3702号)
平成14年	5月29日	(渡社会第5000-9号)
平成15年	1月24日	(渡社会第5001-37号)
平成15年	2月13日	(渡社会第5001-43号)
平成15年	5月14日	(渡社会第5001-5号)
平成15年	8月26日	(渡社会第5002-1号)
平成15年	9月17日	(渡社会第5002-2号)
平成16年	4月12日	(渡保社第156号)
平成16年	5月27日	(渡保社第156-6号)
平成16年	10月25日	(渡保社第156-14号)
平成17年	5月11日	(渡保社第112-10号)
平成17年	12月9日	(地福第123-30号)
平成18年	4月28日	(介保第74-4号)
平成19年	1月30日	(介保第74-38号)
平成19年	5月18日	(介保第20-9号)

〃 平成19年10月25日 (介保第 20-29号)  
〃 平成20年 1月28日 (介保第 22-9号)  
〃 平成20年 2月26日 (介保第 20-44号)  
〃 平成20年 5月 7日 (渡保社第 459号)  
〃 平成20年12月17日 (渡保社第 2430号)  
〃 平成21年 4月 1日 (渡保社第 3352号)  
〃 平成21年 4月27日 (渡保社第 414号)  
〃 平成21年 6月 5日 (渡保社第 447-2号)  
〃 平成21年12月24日 (渡保社第 414-3号)  
〃 平成23年 4月22日 (渡保社第 480号)  
〃 平成23年 6月17日 (渡保社第 1169号)  
〃 平成23年12月12日 (渡保社第 3104号)  
〃 平成24年 1月10日 (渡保社第 3393号)  
〃 平成24年 3月15日 (渡保社第 4172号)  
〃 平成24年12月26日 (渡保社第 2926号)  
〃 平成25年 5月 9日 (渡保社第 592号)  
〃 平成26年 6月 6日 (渡保社第 1176号)  
〃 平成26年 7月23日 (渡保社第 1753号)  
〃 平成27年 1月26日 (渡保社第 3619号)  
〃 平成27年 2月20日 (渡保社第 3874号)  
〃 平成27年 3月 5日 (渡保社第 4051号)  
〃 平成27年 5月22日 (渡保社第 1016号)  
〃 平成27年 8月26日 (渡保社第 2003-2号)  
〃 平成28年 2月26日 (渡保社第 1419-9号)  
〃 平成28年 3月25日 (渡保社第 2003-8号)  
〃 平成28年 6月 2日 (渡保社第 1365号)  
〃 平成28年12月28日 (渡保社第 4458-4号)  
〃 平成29年 4月12日 (渡保社第 262号)

# 社会福祉法人 侑愛会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 障害者支援施設の経営
- (イ) 障害児入所施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 幼保連携型認定こども園の経営
- (イ) 保育所の経営
- (ウ) 障害福祉サービス事業の経営
- (エ) 障害児通所支援事業の経営
- (オ) 一般相談支援事業の経営
- (カ) 特定相談支援事業の経営
- (キ) 障害児相談支援事業の経営
- (ク) 手話通訳事業の経営
- (ケ) 移動支援事業の経営
- (コ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (サ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (シ) 一時預かり事業の経営
- (セ) 病児保育事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人侑愛会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を北海道北斗市追分 7 丁目 8 番 9 号に置く。

## 第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、1 名あたりの各年度の総額が 10 万円以下の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事6名
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を、理事長、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事両名の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事両名の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。



## 第5章 理事会

### (構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北斗市七重浜3丁目361番152、153所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建保育所七重浜保育園々舎1棟（面積976.49平方メートル）

- (2) 北斗市当別2丁目274番16、17、275番1、276番2所在の保育所当別保育園敷地4筆（延面積1,583.81平方メートル）
- (3) 北斗市当別2丁目275番地1、276番地2所在の木・コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建保育所当別保育園々舎1棟（面積276.02平方メートル）
- (4) 北斗市当別697番5、20、28、33、34、56、62所在の障害児入所施設おしま学園、障害者支援施設侑愛荘、星が丘寮敷地7筆（面積82,769平方メートル）
- (5) 北斗市当別697番地33、56、所在の鉄骨コンクリートブロック・鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建障害児入所施設おしま学園々舎、体育館及び小舎3棟（面積2,668.98平方メートル）
- (6) 北斗市当別697番地3、15、97、98、103所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建障害者支援施設新生園々舎4棟（面積3,049.80平方メートル）
- (7) 北斗市当別697番地99、100、102所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺一部2階建障害者支援施設明生園々舎2棟（面積1,947.11平方メートル）
- (8) 北斗市当別697番21、53、99、100、102所在の障害者支援施設明生園、ワークショップまるやま荘敷地5筆（面積25,346.28平方メートル）
- (9) 北斗市七重浜3丁目361番152、153、182所在の保育所七重浜保育園敷地3筆（面積1,320.16平方メートル）
- (10) 函館市石川町42番地2、4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害者支援施設函館青年寮々舎1棟（面積1,503.76平方メートル）
- (11) 函館市石川町41番4所在の障害福祉サービス事業ワークショップはこだて敷地1筆（面積803.99平方メートル）
- (12) 北斗市追分7丁目140番地74所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、鉄骨造陸屋根平屋建障害児通所支援事業つくしんぼ学級園舎2棟（面積1,264.62平方メートル）

- (13) 北斗市当別697番地20、28、34所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建障害者支援施設侑愛荘園舎3棟（面積3,597.23平方メートル）
- (14) 北斗市当別697番47所在の障害者支援施設ねお・はろう敷地1筆（面積7,121.25平方メートル）
- (15) 北斗市当別697番地47、62所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建障害者支援施設ねお・はろう園舎4棟（面積1,658.78平方メートル）
- (16) 北斗市七重浜5丁目403番地30、6、5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建、木造合金メッキ鋼板葺2階建、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建保育所浜分保育園々舎3棟（面積874.24平方メートル）
- (17) 北斗市当別697番29、72、73所在の障害者支援施設星が丘寮敷地3筆（面積21,359平方メートル）
- (18) 北斗市当別697番地29、72所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建障害者支援施設星が丘寮々舎3棟（面積2,381.39平方メートル）
- (19) 函館市石川町41番地2所在の鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建体育館1棟（面積345.74平方メートル）
- (20) 函館市石川町41番地4、11所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺平家建障害福祉サービス事業ワークショップはこだて園舎1棟（面積1,579.50平方メートル）
- (21) 函館市石川町41番11所在の障害福祉サービス事業ワークショップはこだて敷地1筆（面積3,306.29平方メートル）
- (22) 北斗市七重浜5丁目403番40所在の障害福祉サービス事業おしま屋敷地1筆（面積991.10平方メートル）
- (23) 北斗市七重浜5丁目403番地40所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建障害福祉サービス事業おしま屋建物1棟（面積607.29平方メートル）
- (24) 北斗市当別697番地2所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者支援施設ワークショップまるやま荘日中活動棟1棟（面積149.44平方メートル）
- (25) 北斗市当別697番地99、100、102所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建障害者支援施設ワークショップまるやま荘園舎2棟（面積1,488.37平方メートル）

- (26) 北斗市久根別3丁目207番地所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺一部2階建、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害福祉サービス事業クッキーハウス園舎2棟（面積505.52平方メートル）
- (27) 北斗市当別697番地2所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者支援施設ワークショップまるやま荘農産加工場1棟（面積167.67平方メートル）
- (28) 北斗市当別697番3、15、97、98所在の障害者支援施設新生園敷地4筆（面積15,974.98平方メートル）
- (29) 北斗市追分2丁目18番270、577、578、580、604、605、751所在の障害福祉サービス事業つぐみ荘敷地7筆（面積932.21平方メートル）
- (30) 北斗市追分2丁目18番地270所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建障害福祉サービス事業つぐみ荘建物1棟（面積394.15平方メートル）
- (31) 北斗市当別697番地56所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建地域交流ホーム夢建物1棟（面積520.75平方メートル）
- (32) 預金81,521,408円
- (33) 北斗市追分6丁目74番地42所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建、コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害福祉サービス事業おしま菌床きのこセンター園舎、附属建物、培養棟及び作業棟9棟（面積3,554.23平方メートル）
- (34) 函館市石川町42番2、4、12所在の障害者支援施設函館青年寮敷地3筆（面積3,626.00平方メートル）
- (35) 函館市西桔梗町783番地15所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障害者支援施設侑ハウス園舎及び作業棟2棟（面積1,649.71平方メートル）
- (36) 函館市西桔梗町783番15所在の障害者支援施設侑ハウス敷地1筆（面積4,783.57平方メートル）
- (37) 函館市石川町90番7所在の障害者支援施設函館青年寮敷地1筆（面積312.68平方メートル）
- (38) 函館市石川町90番地7所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害者支援施設函

館青年寮建物1棟(面積259.19平方メートル)

- (39) 北斗市追分2丁目26番100、101所在の障害福祉サービス事業のどか敷地2筆(面積412.50平方メートル)
- (40) 北斗市追分2丁目26番地100、101所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業のどか建物1棟(面積214.12平方メートル)
- (41) 北斗市七重浜1丁目92番11所在の障害福祉サービス事業はまわけ荘敷地1筆(面積152.58平方メートル)
- (42) 北斗市七重浜1丁目92番地11所在の木造2階建障害福祉サービス事業はまわけ荘建物1棟(面積147.42平方メートル)
- (43) 北斗市久根別4丁目23番39所在の障害福祉サービス事業くねべつ荘敷地1筆(面積233.26平方メートル)
- (44) 北斗市久根別4丁目23番地39所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業くねべつ荘建物1棟(面積274.09平方メートル)
- (45) 北斗市七重浜5丁目403の6所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業せきれい荘建物1棟(面積211.57平方メートル)
- (46) 北斗市茂辺地5丁目533番13所在の障害福祉サービス事業やすらぎ荘敷地1筆(面積311.88平方メートル)
- (47) 北斗市茂辺地5丁目533番地13所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業やすらぎ荘建物1棟(面積112.47平方メートル)
- (48) 函館市石川町41番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建障害児通所支援事業おしま地域療育センター建物1棟(面積684.74平方メートル)
- (49) 北斗市追分7丁目140番74所在の障害児通所支援事業つくしんぼ学級敷地1筆(面積6,611平方メートル)
- (50) 北斗市押上1丁目74番地5、6所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建、木造合金メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業ワークセンターほくと園舎2棟(面積813.47平方メートル)
- (51) 北斗市押上1丁目74番5、6所在の障害福祉サービス事業ワークセンターほくと敷地2筆(面積1,982平方メートル)

- (52) 北斗市七重浜6丁目391番17所在の障害福祉サービス事業来夢敷地1筆  
(面積242.27平方メートル)
- (53) 北斗市七重浜6丁目391番地17所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建障害  
福祉サービス事業来夢建物1棟(面積216.95平方メートル)
- (54) 北斗市当別697番49、52所在の障害福祉サービス事業すばる敷地2筆(面  
積1,324.34平方メートル)
- (55) 北斗市当別697番地49所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建障害福祉サ  
ービス事業すばる建物1棟(面積562.62平方メートル)
- (56) 北斗市当別697番地21所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建障害者支援  
施設明生園作業棟建物1棟(面積1,395.12平方メートル)
- (57) 北斗市久根別1丁目6番23所在の障害福祉サービス事業カーム敷地1筆(面  
積250.75平方メートル)
- (58) 北斗市久根別1丁目6番地23所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サ  
ービス事業カーム建物1棟(面積215.30平方メートル)
- (59) 北斗市七重浜6丁目390番14、17所在の障害福祉サービス事業はまなす、  
かりん敷地2筆(面積1,493.15平方メートル)
- (60) 北斗市七重浜6丁目390番14所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建障害福  
祉サービス事業はまなす建物1棟(面積199.57平方メートル)
- (61) 北斗市七重浜6丁目390番14、17所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
障害福祉サービス事業かりん建物1棟(面積119.24平方メートル)
- (62) 函館市石川町41番地2所在の木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害福祉サ  
ービス事業函館青年寮通所部園舎1棟(面積321.63平方メートル)
- (63) 北斗市追分6丁目74番地33、41所在の鉄骨造陸屋根平家建障害者支援施  
設侑ハウス作業管理棟1棟(面積363.02平方メートル)
- (64) 北斗市一本木173番2所在の障害福祉サービス事業カームV敷地1筆(面積  
892.87平方メートル)
- (65) 北斗市一本木173番2所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建障害福祉サービ  
ス事業カームV建物1棟(面積299.71平方メートル)

- (66) 北斗市一本木142番1、2所在の障害福祉サービス事業ボンコパンⅥ、ヘルパーステーションルーチェ敷地2筆（面積892.56平方メートル）
- (67) 北斗市一本木142番地1、2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業ボンコパンⅥ、ヘルパーステーションルーチェ建物1棟（面積378.44平方メートル）
- (68) 北斗市当別1丁目677番1所在の障害福祉サービス事業明和荘敷地1筆（面積1,921.00平方メートル）
- (69) 北斗市当別1丁目677番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業明和荘建物1棟面積200.11平方メートル）
- (70) 函館市石川町461番4、5、6、20所在の障害福祉サービス事業ぱれっと敷地4筆（面積990.77平方メートル）
- (71) 函館市石川町461番地6所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建障害福祉サービス事業ぱれっと建物1棟（面積253.12平方メートル）
- (72) 北斗市久根別4丁目62番119所在の障害福祉サービス事業ボンコパンⅡ敷地1筆（面積316.59平方メートル）
- (73) 北斗市久根別4丁目62番119所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業ボンコパンⅡ1棟（面積222.80平方メートル）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第32条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 会計監査報告
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。



(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) ゆうあい会診療所の事業
- (2) ゆうあい会石川診療所の事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修事業
- (6) 修学資金貸付事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第41条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可を受けなければならない。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45の36条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人侑愛会の掲示場に掲示するとともに、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立認可当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大 場 茂 俊
理 事	佐 藤 ヨ ツ
〃	渡 辺 次 郎
〃	中 西 弘 成
〃	海老名 襄
監 事	山 谷 喜 作
〃	神 門 正 之